

本文章已註冊DOI數位物件識別碼

- ▶ 所有表現における格変換の問題点—分離不可能所有を中心に

doi:10.29714/TKJJ.199803.0011

淡江日本論叢, (7), 1998

作者/Author: 黃憲堂

頁數/Page: 218-238

出版日期/Publication Date: 1998/03

引用本篇文獻時，請提供DOI資訊，並透過DOI永久網址取得最正確的書目資訊。

To cite this Article, please include the DOI name in your reference data.

請使用本篇文獻DOI永久網址進行連結:

To link to this Article:

<http://dx.doi.org/10.29714/TKJJ.199803.0011>



DOI Enhanced

DOI是數位物件識別碼 (Digital Object Identifier, DOI) 的簡稱，是這篇文章在網路上的唯一識別碼，用於永久連結及引用該篇文章。

若想得知更多DOI使用資訊，

請參考 <http://doi.airiti.com>

For more information,

Please see: <http://doi.airiti.com>

請往下捲動至下一頁，開始閱讀本篇文獻

PLEASE SCROLL DOWN FOR ARTICLE



airiti

所有表現における格変換の問題点

—分離不可能所有を中心に—

淡江大学副教授

黄 憲 堂

[中文摘要]

在實際的世界裏存在著種々不同的「所有關係」。這些關係反映到各個語言之後，我們就可以發現各語言間的「所有關係」的表現法，有某些共通相似的部分，但同時也會有不少截然不同的限制。這種與自己母語不同的使用法，可能就是我們學習該語言時的盲點。

日文裏表示所有關係的句子，會因為《所有者》與《所有物》的關係密切與否，而產生某些特殊的文法問題。特別是由「所有格」轉換成「主格」的限制，或是在句中與句末常見的「時態」的限制等等，其實都有一貫的規則可循。

本稿將日文的「所有關係」先分成「讓渡可能」與「讓渡不可能」兩種，然後以後者為中心，說明掌握《所有者》與《所有物》間的密切度的方法，同時也以這些不同的密切度為基準，分別檢視各種表示「所有關係」的句型，並探討使用該句型時的先決條件，以及解釋該句型的可能性。

[關鍵詞]

所有關係 分離可能所有 分離不可能所有 所有者 所有物 存在点 存在文 所在
所有者敬語 所有者昇格 特徵物 所有動詞 形式動詞 所有格 準体助詞 一体感
密接度

airiti

所有表現における格変換の問題点

—分離不可能所有を中心に—

淡江大学副教授

黄 憲 堂

0 はじめに

所有関係を厳密に定義づけることは困難である。本稿で所有関係というのは、広い意味での《所有者》と《所有物》の関係を指し、(1)～(3)の各文に見られる「花子」(所有者)と「髪」「性質」「靴」(所有物)との関係に当たるものである^(注1)。

- (1) a 花子の髪が長い。
b 花子は髪が長い。(花子が髪が長いコト)
c ??花子は長い。
- (2) a 花子の性質がおとなしい。
b 花子は性質がおとなしい。(花子が性質がおとなしいコト)
c 花子はおとなしい。
- (3) a 花子の靴が赤い。
b ?花子は靴が赤い。(花子が靴が赤いコト)
c ??花子は赤い。

上の a 文の下線部分の名詞句は、いわゆる所有関係をなしている。この三つの文は一見同じ構造のようだが、b 文のように、《所有者》を主題にすると、(3) b だけが不自然な文になる。一方 c 文のように、《所有物》を省略したら、(2) c は意味が変わらないが、(1) c と(3) c は全く違った意味の文になってしまう。これは、《所有者》「花子」と「髪」「性質」「靴」との役割の意味関係の違いによるものだと言わざるを得ないだろう。

次の各文には、また性質の異なった問題が含まれている。

- (4) a 大概顔の蒼い人は瘠せてるもんだが、この男は蒼くふくれている。『坊っちゃん』

b こうして二時間経ち、十二時が打つや、蒼い顔のお政は死人のように横たわっているのを見届けて……『酒中日記』

(5) a とくにベランダに置く箱でも、土さえよければ味のいい野菜が育つ、という話は参考になった。(天 85.5.2)

b いい味のそばを生む極意は「丹念に気長にやる」ことにあるらしい。(天 87.5.13)

(6) a 車が自転車の群れをかきわけて行く道路わきに、青い服の交通おじさんが立って「慢(ゆっくり)」と書いた旗を振っていた。(天 85.8.11)

b ??服の青い交通おじさん

(7) a 警察は白いマフラーの女性を探している。(テレビ放送)

b ??マフラーの白い女性

(4)(5)の a b 二文では、「顔の蒼い《所有者》」と「蒼い顔の《所有者》」及び「味のいい《所有者》」と「いい味の《所有者》」はほぼ同義に使われているが、(6) a (7) a のような文では、「青い服の交通おじさん」「白いマフラーの女性」などは自然だが、この部分を、(4)と(5)の b に倣って、(6) b (7) b のようにすると、それだけで不自然な名詞句になると思われる。こういった使用上の制限があるからには、性質の違った所有関係の統語面・意味面において、何らかの形の規則が想定できないものかと考えたくなる。

以上、もっとも直感的な所有関係を三種類だけ挙げてみた。これだけでは、複雑な所有表現の全容はつかめないが、その一端を垣間見ることができると思う。

1 所有関係の分類

1.1 先行研究における分類の方法と基準

前節では《所有者》と《所有物》の間に様々な所有関係が考えられることを見てきた。現実の世界に見られるこのような関係が、日本語だけでなく、外の各言語にも反映していることを指摘した研究が多い(奥津 1983, 角田 1991: 117, 角田 1992: 58, 竹沢 1991: 68)。言語によって表現の差異はあるけれど、多かれ少なかれ所有関係を特別扱いしていることは、認めてよさそうだ。

特に《所有者》と《所有物》が文中に共起する場合、その所有関係の違いによって、色々な異なった様相を呈するので、所有関係に関する文法現象を記述するに当たっては、統語面に見合った分類の基準が必要になってくる。これまでの研究者の間では、所有者と所有

物の中に感じられる一体感（密接度）を基準に、所有関係を次の二種類に分けることでほぼ一致している^(註2)。一つは、「分離不可能所有 (inalienable possession)」と言われるもので、これは所有者が生まれながらにして持ち、しかも切り離すことのできない所有関係である。「象の鼻」「木の枝」のような「全体一部分」の関係がその典型的な例である。もう一つの「分離可能所有 (alienable possession)」は、後に与えられたもので、所有者から切り離すことができるものである。代表的な例とされるのは、一般の所持品・道具などである。

これまでの研究は、その両極の典型的な例は問題にするが、中間に階層をなして分布するものの存在など、全く無視するのがほとんどであった。ところが、角田（1991）では、所有者と所有物の間の関係について、(8)のような「所有傾斜」を提案し、日本語のいわゆる「所有者敬語」と「所有者昇格」などのテストを経て、この提案の正当性を裏付けている^(註3)。

(8) 所有傾斜

身体部分 > 属性 > 衣類 > (親族) > 愛玩動物 > 作品 > その他の所有物

物事の分類に際して、言わば境界線上の種類が必ず存在するのだが、分離可能か分離不可能かのどちらとも決めにくい所有物ももちろんある。たとえば、同じ「衣類」でも、着用している時とそうでない時とでは、所有者との密接さはずいぶん違うと思われる^(註4)。また、「親族」の場合、人間がそれぞれ独立した個体なのだから、厳密には所有「物」と言いにくいし、さらに父母や祖父母などのような、生まれながら持つ直系尊属は、まだしも「分離不可能」と考えられそうだが、甥・姪や従兄弟などのような傍系となると、「分離可能」の方に近づいていくであろう。「愛玩動物」や「作品」に至っては、所有者のそれに対する愛着が一段と強いかも知れないが、その内面的な感情を別にすれば、一般所有物とは、区別もつかないであろう。

1.2 本稿の方法と目的

上で見たように、「分離可能」・「分離不可能」という二分法は、「親族」類を位置付けるには無力さを露呈するが、逆説的に考えるなら、二面性を持つこの「親族」を、「分離可能」と「分離不可能」の中間と見なして、所有傾斜で示した各類を、(9)で図示したように、二分する目安とすることができる。

(9) 所有傾斜

身体部分 > 属性 > 身につけた衣類 > 親族 > 愛玩動物 > 作品 > 一般所有物
《分離不可能》 ← ← ↔ → → 《分離可能》

本稿では、大まかに「親族」より右の類を「分離可能」のものとし、それより左の類は「分離不可能」と考える。この二種類の所有関係で、より多くの独特な用法が見られるのは後者の方である。

所有関係をめぐる文法的な問題は多いが、以下、次のような問題点を、特にここでいう「分離不可能」のものを中心に、考察してみたい。

- (i) 所有関係が支配する格の変換に、いかなる規則性があるか。
- (ii) 格の変換に伴う意味解釈がどう変わるか。
- (iii) 《所有者》と《所有物》の間の所有標識がどのように形式化できるか。

2 所有関係の格と視点

2.1 《存在点》と《所有者》

存在文は、特別な性格を有している。三上(1960:234)が(10) a の位格(「ニ」格)先頭文と b の主格(「ガ」格)先頭文を対照させるために、それぞれ「存在」・「所在」と名付けて二文を区別している。この二文の語順の違いは中国語にも見られる。矢印の右を見れば分かるように、中国語では、語順が違うほか、存在文における《存在点》の前の「在」が消えるのが普通である。日本語の位格「ニ」の機能に相当するこの「在」は、中国語では省略できるのだが、(10) c のような日本語は不資格の文になる。

- (10) a 机の上に(は)本がある。[存在] → (在)桌上有書。
- b 本は机の上にある。 [所在] → 書在桌上。
- c *机の上は本がある。

日本語の存在文における存在動詞は、《存在物》が有生(animate)名詞なら、「いる」を、無生名詞の場合、「ある」を使用するというふうに使分けられる。しかし、(11) a のように、《存在点》が人間名詞である場合、《存在物》が有生名詞でも、「ある」を使うことができ、また c のように《存在点》の位格を表す「ニ」を付けなくてもいい。ところが、(10) b と違って、(11) b のような「所在」の構文は成り立たない。

- (11) a 私に(は)子どもがある。
 b *子どもは私にある。
 c 私は子どもがある。

上の文に見られる「ある」の使用と「ニ」格の省略(?)は、文頭の題目語が《存在点》の役割から《所有者》に転じることを意味すると考えられる。これらの文は存在文から、所有構文になっていると考えてよさそうだ。なお、存在文の場合、次の(12) a b のような、修飾関係を持つ名詞句は両方とも自然だが、それに対応する所有構文(12) c は不自然である。普通、所有格「ノ」の本領を発揮させ、「私の子ども」という。このような「ノ」格の使用は所有関係全般に見られ、これこそ「ノ」の本務なのであろう。

- (12) a 机の上にある本 [← 机の上に本がある(コト)]
 b 本がある机の上
 c ??私に／がある子ども [← 私に／が 子どもがある(コト)]
 d 子どもが／のある私
 e 私(に)は / 兄弟 / 友達 / 恋人 / ?家政婦 / ?運転手 がある。

因みに(12) e に示したように、《所有物》とある程度の親近感を持たないと、表現が不自然になる。これが前述した所有傾斜に「親族」という一類を設ける重要なきっかけになっているのではないかと推測する。

《所有物》が「衣類」の場合、存在文や所有構文の中でも、「着用時」という意味を表さないで、考えないことにするが、身体部分や属性の例を見てみよう。

- (13) a 茂作じいさんは、まゆ毛はまっ白で、頭には髪の毛が一本もない。
 b お品には目と鼻のあたりに雀斑が少しあったのである。『土』
 c 小論文中心の入試で合格させた学生が、本当に実力があるのかどうかといった声も聞こえてくる。(社 90.8.27)
 d 日本人には短い時間で眠れるという才能がある。(天 97.3.15)

(13) a b の「髪」「雀斑」は身体部分で、c d の「実力」「才能」は属性に当たるものである。身体部分の所有表現には、語用論的な制限があり、たとえば、「私(に)は髪がある。」というのはおかしい表現になる。「髪」などは誰にでもあるもので、取り立てて言う必要がないからであらう^(注5)。いずれにしても、a c の《所有者》「茂作じいさん」「学生」

には「ニ」格がないが、b d の《所有者》「お品」「日本人」には「ニ」格が残っている。つまり、身体部分と属性の場合、《所有者》の「ニ」格の付加は自由である。なお、a b 二文では、「頭」「目と鼻のあたり」という身体部分の名詞句に《存在点》の「ニ」格が来ているが、b の《所有者》「お品」に再び「ニ」格が現れる。ついでだが、(13) b のような「二重位格」の用例は非常に少ないが、これは異例と見るべきかも知れない。

次に、無生物の《所有者》の「ニ」格を見てみよう。

- (14) a あの部屋に窓がある (コト)
b あの部屋が窓がある (コト)
c ??あの部屋 に/が ある窓 [→ あの部屋の窓]
d 窓 が/の ある部屋
- (15) a あの部屋にクーラーがある (コト)
b あの部屋がクーラーがある (コト)
c ?あの部屋 に/が あるクーラー [→ あの部屋のクーラー]
d クーラー が/の ある部屋
- (16) a あの部屋に椅子がある (コト)
b ?あの部屋が椅子がある (コト)
c あの部屋 に/*が ある椅子
d 椅子 が/の ある部屋

上例の(14)～(16)では、「部屋」と「窓」「クーラー」「椅子」との一体感がそれぞれ違う。人体になぞらえるなら、「窓」は身体部分に、「椅子」は一般所有物に当たり、「クーラー」は、どちらかというところ、その中間的なものである。(14)と(15)の c が不自然なのは、「部屋」にとって、「窓」「クーラー」が分離不可能の所有物と意識されるからであろう。もちろん、部屋に運び込まれたまま、まだ取り付けられていない「クーラー」なら、(15) c の「あの部屋にあるクーラー」はよくなる。その一体感の強弱は文の自然さの度合にも反映している。一方、「椅子」は、完全に分離可能と思われるので、(16) c では、「部屋」を《存在点》と見て「ニ」格を付ければいいが、「ガ」格を使うと不適格の文となる。

以上述べてきたことを、次のようにまとめることができる。すなわち、(i)いわゆる存

airiti

在は所有の前提であり、その《存在物》が「ありか」から切り離せない（一体感が強い）ものなら、本来《存在点》である名詞句が《所有者》に転じやすい。(ii)したがって《存在点》を表わす「ニ」格が《所有者》の「ガ」格になりやすい。(iii)分離不可能の所有関係の名詞句は所有動詞「ある」「いる」を介さずに、所有格「ノ」をとり、「《所有者》ノ《所有物》」の形がもっとも一般的である。

2.2 《所有者》の主題化

次の(17)～(20) a のような「《所有者》ノ《所有物》」の名詞句の性質について述べる文は、それぞれの b のように、《所有者》だけを主題化することができる。この主題化ができるのも分離不可能所有に限ると思われる。

- (17) a 彼女の髪が長い。
b 彼女は髪が長い。
- (18) a あの家の屋根が高い。
b あの家は屋根が高い。
- (19) a 彼女の性格が激しい。
b 彼女は性格が激しい。
- (20) a この香水の匂いが強い。
b この香水は匂いが強い。

分離可能の所有関係では、上の b のような構文ができない。(21) b は、着用時の「ネクタイ」なら、よさそうだが、ただ「太郎」が所有しているという意味なら、もちろん不自然である。(22) b (23) b はもっと不自然になる。

- (21) a 太郎のネクタイがしゃれている。
b ?太郎はネクタイがしゃれている。
- (22) a 太郎の弟が痩せている。
b ??太郎は弟が痩せている。
- (23) a 太郎の万年筆が新しい。
b *太郎は万年筆が新しい。

前掲した(17) b では、「髪が長い」全体で「彼女」の性質・側面になると考えられるの

は、分離不可能という意識が強く、所有格「ノ」が消えてもその所有関係が依然とはっきりしているからだと思う。そういう意識が弱い(23) b では、所有格「ノ」が「ハ」に変わるとともに、「太郎」と「万年筆」の間の所有関係も消えてしまう。また、一体感が弱いいため、「万年筆が新しい」という性質が「太郎」についての説明になりにくい。

2.3 《所有者》の主題化

《所有者》の主題化をみてきたが、実は(24)(25)の b のように《所有者》を主題にして文頭に移動させることもある。しかし(26)における分離可能の《所有者》の主題化は、分離不可能のそれとは違った制限がある。(24)(25)に対応した(26) b は不適格な文となり、いわゆる準体助詞「ノ」を「花子」に付けた(26) c の形にしなければならない。ところが、(24)(25)の c に見られる準体助詞の付加は、かえって文を不自然にしている。

- (24) a 花子の目がきれいだ。
b 目は花子がきれいだ。
c ?目は花子のがきれいだ。
- (25) a 花子の個性が強い。
b 個性は花子が強い。
c ?個性は花子のが強い。
- (26) a 花子の辞書が厚い。
b *辞書は花子が厚い。
c 辞書は花子のが厚い。

厳密なアンケートを取ったわけではないが、(24)(25)の c を一目見て容認する母国語話者も少しいた。あとで、それぞれの b 文と比べさせたら、やはり c はちょっと座りが悪いという。(24)(25)の c 文は、自然さの認定に関して個人差があるのは確かだが、実際の使用はまだ一般化していない、とっていいだろう。

橋本(1969:67)のような伝統文法では(27) a b の「ノ」を、両方とも「準体助詞」としているが、機能的には、かなり違っていると思う。

- (27) a 私が買ったのを使ってください。
a' 彼が転んだのを見た。
b 私のを使ってください。

上の a a' の「ノ」は、用言に体言の資格を与える形式名詞だが、b のそれは、むしろ所有格の「ノ」と考えた方がいいのではないかと思う。なお、ついでながら、a の「ノ」は文脈の中の先行名詞が表わす「もの」の意味になるが、a' においては、「彼が転んだ」という出来事自体を指すのであって、先行名詞の想定など困難であろう。

現代語においては、慣用的な表現を除いて、用言のままでは格助詞を取ることができないのだから、(27)の a a' のように、まず「ノ」の付加によって体言化(名詞化)をしなければならない。こういった第一義的な機能を負うところに着眼し、「ノ」を準体助詞や形式名詞とかいうのは、それなりに意味があると思う。しかし、機能が全く異なる(26)c と(27) b もそれと一っしょにするのは、果たして適当な扱い方と言えるだろうか。ここでは、品詞分類を試みるのが目的ではないので、この問題には深入りしないが、名詞に付くいわゆる準体助詞や形式名詞「ノ」に対する新たな解釈を、試案として(28)のように述べておきたい。

(28) a 花子の目がきれいだ。→ 目は花子のがきれいだ。→ 目は花子がきれいだ。

b 花子の個性が強い。→ 個性は花子のが強い。→ 個性は花子が強い。

c 花子の辞書が厚い。→ 辞書は花子のが厚い。

つまり、(28)における一番目の矢印は《所有物》の文頭移動と主題標識「ハ」の付加という手順を示し、二番目の矢印は所有格「ノ」の削除を表わす。ただし、二番目の手順が適用され得るのは、a b のような分離不可能の所有だけである。分離不可能の《所有物》は、文頭へ移動しても、所有関係は暗黙裏に認められ、所有を表わす「ノ」が、言わば蛇足になる。ところが、c のような一体感の感じられない所有の場合は、所有格の「ノ」を残しておかないと、本来の所有関係が保たれないから、この手順を適用してはいけない。こういうふうに考えれば、(24)～(26)に示された各文の可否も自ずから説明されることになる。

2.4 《所有物》の受身

鈴木(1972: 281)の「もちぬしのうけみ」の項目では、(29)～(31) a b のような対応の例文を挙げ、「もとなる動きの対象のもちぬしを主語としてあらわす」と説明しているが、c のような「《所有者》ノ《所有物》」という構造の名詞句が受身文の主語になる可能性については、言及されていない。

(29) a スリが(太郎の)さいふをすった。

b 太郎がスリにさいふをすられた。

- airiti
- (30) c 太郎のさいふが スリに すられた。
 a 先生が (花子の) 絵を ほめた。
 b 花子が 先生に 絵を ほめられた。
 c 花子の絵が 先生にほめられた。(註6)
- (31) a 友だちが (次郎の) せなかを たたいた。
 b 次郎が 友だちに せなかを たたかれた。
 c ??次郎のせなかが 友だちに たたかれた。(註7)

上の (29) (30) の受身文で、使用頻度としては、b 文の方が高いと思われるが、c も容認できる表現と言えるだろう。ところが、(31) c のような、分離不可能所有関係の名詞句を文主語にすると、かなり不自然になるのではないかと思う。「太郎」と「せなか」とは密接不可分の所有関係にあるから、所有物に与えられた動作や作用を、その所有者が関知しないはずがない。それなのに、話し手が視点を《所有物》にとどめ、感知の主体である《所有者》に向けないのは、やはり尋常ではあるまい。場合にによっては、「次郎が友だちに (頭を) 殴られた」のように身体部分を省略して、《所有者》だけを主語にする受身表現の方がむしろ普通である。

次のような分離可能の場合でさえ、文脈の支えがあれば (動詞の種類にもよるが)、《所有物》を文中に出さないこともできる。

- (32) a 太郎が (さいふを) すられた。
 b 花子が (絵を) ほめられた。
 c 人が盗まれたのならいざ知らず、自分が盗まれて置きながら、明瞭の答が出来るのは一人前ではない証拠だと、思い切って「盗難品は……山の芋一箱」とつけた。『吾輩は猫である』

3 所有関係と動詞

3.1 形式化した「…ヲシテイル」

高橋(1975)では、次のような a b 二種類の文型の意味は変わらないと主張している。つまり、(33)における述語動詞は「アスペクト的な意味がきいてこない」、(34)の連体形動詞の部分も「現在形と過去形の意味の区別がなくなる」との指摘である。

- (33) a 甲は乙を所有している。

- airiti
- b 甲は乙を所有する。
- (34) a 乙をもつ甲
- b 乙をもった甲

所有・所属関係の動詞が動作性・過程性を持たないので、文中でアスペクトやテンスのカテゴリーから解放されることは、ある程度、予測できることである。これは所有表現全般にわたって見られる特徴である。これらの動詞の外に、「帯びる」「含む」「有する」「属する」などもアスペクトやテンスの解放度が高い。

だが、これとは逆に、結果相のアスペクトの形しか取れない形式的な動詞が頻繁に使われることを特筆したい。次の各文の「している(していた)」がそうである。

- (35) a それで、僕が何故里見さんの眼を選んだかと云うとね。まあ話すから聞き給え。西洋画の女の顔を見ると、誰の描いた美人でも、きっと大きい眼をしている。『三四郎』
- b 主役の勝新太郎が赤い顔をしているのに気付いて、ある記者が昼酒をとがめる発言をした。(社 90.1.22)
- c その百姓は年の頃二十六七の働き盛りで、荷物を持ち運ばせるには屈強な体格をしている。『夜明け前』
- d しかし載せて行く罪人は、いつも殆ど同じように、目も当てられぬ気の毒な様子をしていた。『高瀬舟』

この結果相専用の「している(していた)」は、漠然とした意味しか待たず、その性格からすれば、時枝(1950:81)が特徴づけた形式動詞の一類と見るべきであろう。この形式化した使い方は、形態的・意味的特徴の外に、身体部分(a, b文)と属性(c, d文)を表わす《所有者》以外には使えない、しかも、《所有者》の前に必ず修飾語の補足がなければならないという統語的特徴をもっている^(註8)。意味解釈としては、次のように考えていかなさう。

- (36) a 大きい眼をしている = 眼が大きい
- b 赤い顔をしている = 顔が赤い
- c おとなしい性格をしている = 性格がおとなしい

次の(37)のものは、ここで見た例と形は似ているが、意味は異なっている。(35)の各文が《所有者》の恒常的性状描写を表わしているのに対し、(37)は一時的な表情を作ることを意味するのである。こういう表現は、「している」の形に固定することなく、(37)bc

のように「する」「した」の形や、「情けない顔をするな」といったような禁止の形も取り得る。

(37) a 「アメリカにばかりいい顔をしている。とんでもない」「いい顔をするのも ジャパニーズ・スタイルか」。いったのは経団連の新会長齋藤英四郎氏。

(天 1986. 5. 31)

b 宿の御婆さんに、東京から手紙は来ませんかと時々尋ねてみるが、聞くたんびに何にも参りませんと気の毒そうな顔をする。『坊っちゃん』

c 「まだ何か催おしがあるのかい」と少し迷惑そうな眉をした。『門』

言うまでもないことだが、一時的な表情を作るという意味の「《所有物》をする」の形になりうる種類は非常に少ない。「顔」「目」「眉」のような、喜怒哀楽などを表わせるものに限られ、中でも、「…顔をする」が特に多用される。

(35)の性状描写の表現と(37)の表情作りの表現とを比べれば、さらに次のような違いがあると思われる。

(i) 性状描写の場合、《所有者》の意志が関与しないが、表情作りの場合、意志が関与する。

(ii) 表情作りの表現は、(37) a の「アメリカに」のように、《所有者》がその表情を見せようと目指した対象（「ゴ」格名詞句）を文中に入れることができる。

(iii) 表情作りと解釈する場合、次の(38)のような受身表現にすることができる。

(38) a タクシーに乗ったはいいが、行き先が近いため、いやな顔をされたことはないだろうか。(天 97. 7. 23)

b せっかくお宅へ遊びに行っても、貴方に悪い顔をされると、私何より悲しいのよ。『学生時代』

c 不意にそんな御金の話なんかすると、きっと変な顔をされるにきまっているわ。『明暗』

3.2 「《所有物》ノ《所有者》」の構成と意味

前節では、性状描写の「…ヲシテイル」の形を見てきたが、これを《所有者》の連体修飾語にしたとき、(39)(40)の a b のように「…ヲシテイル」と「…ヲシタ」の二形式が使われるだけでなく、c のような「《所有物》ノ《所有者》」の形もある。つまり、形式的な「ヲシテイル」がさらに簡略化され、「ノ」となるのである。

- airiti
- (39) a 長い髪をしている少女
b 長い髪をした少女
c 長い髪の少女

- (40) a 暗い表情をしている青年
b 暗い表情をした青年
c 暗い表情の青年

極端に形式化したこの連体修飾の「ノ」は、本来の「ヲシテイル」に比べて、使用可能な範囲がやや広くなるようだ。(41) a 「赤い屋根の家」や b の「赤い門の家」を、もし「赤い屋根をしている(した)家」「赤い門をしている(した)家」に変えたら、いささか座りが悪くなると思う。

- (41) a その映画の終幕で、登場人物の一人がいう。「ここに赤い屋根の家を建てよう。客を迎える門は広く」と。(社 96.6.24)
b 赤い門の家は狭い往来から細い小路を二十間も折れ曲って這入った突き当りにあった。『道草』

なお、(42) b のような身体に付く特徴物の場合、その前に修飾語がなくても言える。ただ、こういう表現は、不特定の間名詞が《所有者》になるのがほとんどである。「髭の太郎」「ほくろの花子」とういふように、特定の個人の名前にすると、「髭」「ほくろ」などが、特徴を目立たせるためのレッテルやあだ名と解釈されやすい。

- (42) a *髭をしている男
b 髭の男
(43) a ??優れた才能をしている作曲家
b 優れた才能の作曲家
(44) a *白いワンピースをしている女性
b 白いワンピースの女性

属性を表わす(43) a では、「才能」など視覚に訴える性質でないから、「ヲシテイル」の形は落ち着かないけれど、(43) b のように、「ノ」の形にすればよくなる。もちろん、ここでもやはり、「優れた」のような修飾語がないと不自然になる。(44)は衣類の例だが、a の「している」は不可なのは、普通よく着用する衣類は、「靴ーはく」「服ー着る」「帽子ーかぶる」などといったような、特別の動詞を使わなければならないからである。

(45)のアクセサリーに近いものは、「スル」という汎用形も使える。

- (45) a 太郎はネクタイをしている。
b 花子は指輪をしている。
c 次郎は高い時計をしている。

しかし、これらの「している」は、性状描写のそれとは違う。(46)の矢印の右の関係節の構造を見れば分かるように、着用動詞の汎用形「スル」は実質的な意味を持っているのである。

- (46) a 花子がきれいな目をしている。 → *花子がしているきれいな目
b 太郎が激しい性格をしている。 → *太郎がしている激しい性格
c 彼が派手なネクタイをしている。 → 彼がしている派手なネクタイ

先の 2.3 《所有物》の主題化で触れたことと関連しているのだが、(47) a b の身体部分や属性の場合は、矢印の左右の二通りの言い方ができるが、c の衣類の方は矢印の左側の言い方しかできない。d の「辞書」のような一般所有物だと、両方不自然な表現になってしまう。このように、所有関係の密接さが《所有者》の修飾語の語順まで、左右するのである。

- (47) a 長い髪の学生 → 髪の長い学生
b 暗い表情の男 → 表情の暗い男
c 赤い靴の女性 → ??靴の赤い女性
d ??厚い辞書の学生 → ??辞書の厚い学生

3.3 意図・意志性の解放

以下の各文における下線部の他動詞は、文脈でわかるように、非意図的な動作と解釈されるのが普通である。こういう解釈ができるのは、やはり分離不可能所有物（特に身体部分）の場合が多いと思う。

- (48) a お仙が二階から転がり落ちて、ヒドク頭を打った。『家』
b 転んで腕を折った。いや、転んでも腕や手が出ただけいい、顔面を床にぶつけて歯を折った子もいる。(天 90.7.9)

- c 葉子は実際可なり長い以前から子宮を害しているらしかった。腰を冷やしたり感情が激昂したりした後では、きっと収縮するような痛みを下腹部に感じていた。『或る女』
- d 先達て中から風邪を引いて咽喉を痛めておりますので、今日も何なら止した方がいじやないかと留めて見ましたが。『彼岸過迄』

上例の目的語「頭」「腕」「歯」「腰」が他人の身体部分なら、通常「打つ」「折る」「冷やす」「痛める」の主語が意図的にその動作をしたという意味になるが、自分の身体部分となるとむしろ、「不注意から起きた意外な事態」といったような含みを感じられる場合が多い^(註9)。

また、「打つ」は対応の自動詞がないから別として、「折る－折れる」「冷やす－冷える」「痛める－痛む」のように、自他の対応がある動詞の場合は、「腕が折れる」や「腰が冷える」「咽喉が痛む」よりも実際、例文中の他動詞句の方が多く使用される。なお、「子供の腕が折れた」といったような自動詞構文にすると、「意外な事態」というニュアンスがそれほど感じられなくなるような気がする。

自他同形の動詞の場合、「《所有者》ノ《身体部分》ガ《動詞》」の文型よりも、(49)のように「《所有者》ガ《身体部分》ヲ《動詞》」の形の方がよく使われる。

- (49) a バッキンガム宮殿前で葬列を見送ったエリザベス女王が、頭を垂れる。
(天 97.9.7)
- b ヘクトーは元気なさそうに尻尾を垂れて、私の方へ脊中を向けていた。
『硝子戸の中』
- c そこには雑木が生茂って泉に添うて枝を垂れて、深く根を浸しているのです
『千曲川のスケッチ』
- d 普通の魚は死んでも目を閉じない。(天 90.3.7)
- e 「ふん」と余は烟草の吸殻から細い烟の立つのを見て、口を閉じた。『草枕』

つぎの(50)の各文は、自動詞の使役形を使った例である。

- (50) a 北アルプスの鹿島槍ヶ岳で、ツアーの男性客が足を滑らせて死亡した。
(社 97.9.17)
- b そこから三郎が目を光らせて帰って来る度に、いつでも同じ人の噂をした。
『嵐』

- c 先生ならいいかも知れませんがつるつると口を滑らして、はっと言い過ぎたと下を向いた。『野分』
- d 納税者としても、いよいよ予算編成に目を光らしてゆかねばならない。

(社 91.9.1)

上例の a b の「滑らせる」「光らせる」を使役形と見るか、他動詞と見るかについては、研究者によって意見が違うが、c d の「滑らす」「光らす」のような使い方も同時にあり、しかも意味もほとんど変わらないことから見れば、これらの「滑らせる」「光らせる」は、使役形という形態で、他動詞の代行をしていると考えるべきであろう。

4 おわりに

以上、これまでの所有関係の分類法を踏まえた上で、所有関係における格の変動、視点、及び所有にかかわる動詞の使用制限などについて、分離不可能所有を中心に、検討してきた。

統語的な問題の記述は、これまでの研究にも散見されるが、意味的な面については、まだ十分な研究がなされているとは言えない。本稿では、及ばずながら、なるべく意味面も視野の中に入れて見た。何分まだ試案の域を出ないものばかりなので、これといった決定的な意味解釈の手掛かりもないまま、この稿を終わるのだが、存在文と所有構文の比較や《所有物》の主題化、「《所有物》ノ《所有者》」の意味の再検討などの部分は、一考に値する問題提起かと思う。

所有表現は、言語の使用者が、実世界の所有関係に対する認識をその言語に反映させたものだから、各言語間に普遍的に存在する共通性が見られることが当然だが、文化的・言語的な違いによる意識の相違を投影した例も多々あると思う。この方面における認識論や対照言語学の研究成果を生かすことができれば、複雑で微妙な所有表現の実態も、よりはっきりしてくるであろう。こういった方法論上の不備な点や、この稿で取り扱わずに残してきたいくつかの問題点は、今後の課題として、補って行きたいと思う。

[注]

(1) 「NP1 の NP2」の形になりうる二つの名詞句は、すべて所有関係をなすという意味ではない。例えば、下掲のような二名詞間の関係を所有関係と見ない。

- a 文学の本 物理学の論文 (内容)
- b 英語の先生 物理学の学生 (関与の対象)
- c 社長の山田 カラーの写真 (同格)
- d かぜの薬 電車の切符 (種類)
- e 木綿のハンカチ フォードの車 (材料・出どころ)

(2) 先駆的な研究とでも言うべき高橋 (1975) では、ここでいう「所有関係」を「所属関係」と称している。上述の二分類を取らずに、いわゆる「所属関係」を、所有者とそれの側面、部分、もちもの、生産物などとの関係と定義している。所有者の側面については「(ひとの) 身長・体重・性質」「(ものの) 大きさ・かたち・いろ」などの例が挙げられている。

(3) 「所有者敬語」の考察は次のような例文の自然さの認定を調査したものである。

- a 最近、天皇陛下の髪がすっかり白くなられました。
- b 全体としては、陛下のご様子は落ち着いていらっしゃる。
- c ?天皇陛下のお帽子が少し古くなられました。
- d *陛下の所有地が台風で水浸しになられました。

(下線は筆者)

一方、「所有者昇格」の調査は次のような表現に基づいたものである。

- e 象の鼻が長い (こと) → 象が鼻が長い (こと)
- f 太郎の性格が明るい (こと) → 太郎が性格が明るい (こと)
- g 太郎の別荘が潰れた (こと) → ?太郎が別荘が潰れた (こと)

なお、「親族」の項目を括弧の中に入れたのは、親族関係が「分離可能」と「分離不可能」の二面性を持っているからだという。

(4) 着用時の「衣類」は、所有者に密接していることから広い意味での「身体部分」と見なしてもいいが、着用していないものは、「その他の所有物」にしかならない。これを見直してか、角田 (1992) の所有傾斜では、「衣類」の部分をもっと厳密に限定して「身

につけた衣類」としてある。

(5) 誰にでもある身体部分でも、その前にそれを特徴づける修飾語があれば、(12)のような文型が使える。たとえば、下の a を「彼(に)は白髪がある。」にすると、ごく自然な表現になる。なお、ここでいう語用論的な制限は色々考えられる。

- a ?彼(に)は髪がある。
- b ?彼女(に)は長い髪がある。
- c 彼女は長い髪をしている。
- d ?彼女(に)は目がある。

上の b 文は普通 c のように「…をしている」の文型を使う。このことに関しては、角田(1991:163)を参照されたい。また、d の「目」が「人を見る目」のような意味として解釈するなら、もちろん自然な文である。でも、そういう場合、「目」が「眼力」の意味になり、先に触れた「能力」「実力」と同じように、「属性」類のものになってしまう。身体部分が慣用表現の一部になったり、比喩的に使われたり、実に様々な使い方がある。

(6) この文はやや不自然に思われるだろうが、「ほめられた」という動詞を、「捨てられた」「盗まれた」などに変えたら、完全に自然な文になると思う。ここでは、パターン使用の可能性を考察することが目的だから、敢えて疑問符をつけないことにした。

(7) 分離不可能所有の場合、《所有者》を受身文の主語にすることが義務づけられるが、「(手足を)もぐ」「(手首を)切り落とす」「(目を)えぐりだす」「(毛・髪を)むしる」などのような動詞句だと、(31) c の文型は使えると思う。これは、本来分離不可能のものが、これらの動作を受けて分離してしまっているという結果に着目しているからにほかならない。

(8) 「…《所有物》ヲシテイル」の用法には、語用論的制限が多い。まず、b のように適当な修飾語がないといけない。

- a *顔をしている / *性格をしている
- b 赤い / 丸い / 恐ろしい 顔をしている。
- c あの男は暗い表情をしている。
- d ??おじいちゃんは 高い / 低い 血圧をしている。
- e *大きい ほくろ / ニキビ / あざ をしている。

ここで使われる修飾語は、色彩・形状・大小などを表わし、あるいは、温度・硬度な

airiti

どを表わすものが多い。つまり、視覚や触覚に頼る直感的なものがほとんどである。身体部分は、具体物だから、使用可能な範囲が広いが、抽象的概念である属性の使用範囲はずっと狭くなる。c のような「見た感じ」を述べる表現なら自然だが、d はかなり不自然に思われる。ただし、血圧計を見ている医者が発話なら、また言えなくもないような気がする。なお、e の「ほくろ・ニキビ」などのような特異な身体部分（属性とも言えそうだが）は、この形の使用ができない。これらの身体の特徴物は、《所有物》と考えるよりも、特定できない身体部分に付く一種の《存在物》と見るべきかも知れない。この特徴について述べるときは、「ある」という述語を取るのが普通である。

- (9) 「意外な事態」という言外の意味が感じられるのは、「打つ」「折る」などのような、「処置力が強い」という意味特徴を持つ他動詞を使った場合に限るようだ。そして、これらの例文の主語は、動作を実行するというよりも、むしろ受身的に動作の結果を被る立場にある、と言うべきであろう。だから、このような構文の主語は、ある意味では、動作主格でなく、井上（1976：61-65）がいう経験者格と見た方がより適当なのかも知れない。

【参考文献】

- 井上和子 1976 『変形文法と日本語（上）』 大修館書店
- 奥津敬一郎 1983 「不可分離所有と所有者移動」『都大論究』20 東京都立大学
- 鈴木重幸 1972 『日本語文法・形態論』 むぎ書房
- 高橋太郎 1975 「文中にあらわれる所属関係の種々相」『国語学』103集
- 高橋太郎 1979 「連体動詞句と名詞のかかわりあいについての序説」『言語の研究』むぎ書房
- 竹沢幸一 1991 「受動文、能格文、分離不可能所有構文と「ている」の解釈」『日本語のヴォイスと他動性』くろしお出版
- 角田太作 1991 『世界の言語と日本語』くろしお出版
- 角田太作 1992 「〈オーストラリア原住民語から見た〉所有関係と所有表現」『月刊言語』3月号 大修館書店
- 時枝誠記 1950 『日本文法 口語篇』岩波書店

airiti

橋本進吉 1969 『助詞・助動詞の研究』 岩波書店

三上章 1960 『象は鼻が長い』 くろしお出版

三上章 1963 『日本語の論理』 くろしお出版

【用例一覧】

(天) 朝日新聞天声人語

(社) 朝日新聞社説

『嵐』 島崎藤村

『或る女』 有島武郎

『家』 島崎藤村

『学生時代』 久米正雄

『草枕』 夏目漱石

『高瀬舟』 森鷗外

『三四郎』 夏目漱石

『酒中日記』 国木田独歩

『硝子戸の中』 夏目漱石

『千曲川のスケッチ』 島崎藤村

『土』 長塚節

『野分』 夏目漱石

『道草』 夏目漱石

『彼岸過迄』 夏目漱石

『坊っちゃん』 夏目漱石

『明暗』 夏目漱石

『門』 夏目漱石

『夜明け前』 島崎藤村

『檸檬』 梶井基次郎

『吾輩は猫である』 夏目漱石